

2021年2月24日
日 本 銀 行

「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」等の実施日について

日本銀行は、2020年12月25日の政策委員会・通常会合において、「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」および「系統中央機関の会員である金融機関による地域金融強化のための特別当座預金制度の利用に関する特則」の制定を決定しましたが^(注)、今般、その実施日を2021年3月1日とすることとしましたので、お知らせします。

(注) 詳細については、本ホームページに掲載されている2020年12月25日付の「「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」の制定等について」をご参照ください。

以 上

<本件照会先>

金融機構局 服部・吉村(03-3279-1111)